

静岡県次世代エアモビリティ開発推進コンソーシアム規約（案）

（名称）

第1条 本コンソーシアムの名称は、「静岡県次世代エアモビリティ開発推進コンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、静岡県内の実証フィールドを活用した次世代エアモビリティの機体の開発と産業集積を産学官一体となり推進することを目的とする。

（活動内容）

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 機体開発メーカーとサービス関連企業、県内市町等とのネットワーク構築
- (2) 静岡県が選定した実証フィールドの利活用促進
- (3) 飛行試験環境の充実に向けた必要な設備や機能に関する意見交換
- (4) 国の最新動向（法律や各種基準等の策定・改正等）や先進的取組等に関する情報共有
- (5) 社会実装に向けた取組
- (6) その他、次世代エアモビリティの研究開発の推進に資する事業

（組織）

第4条 本コンソーシアムは、民間事業者、研究機関、国、地方公共団体、産業支援機関等をもって構成する。

（会長）

第5条 本コンソーシアムには、会長を置く。

- 2 会長は、静岡県経済産業部理事（新産業集積担当）を充てる。
- 3 会長は、本コンソーシアムを代表し、会務を総理する。

（会議）

第6条 本コンソーシアムの会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて書面又は電磁的方法により開催することができる。

（入会）

第7条 会員の入会と届け出事項変更は、次のとおりとする。

- (1) 入会を希望する者は、様式第1号入会申込書を事務局に提出し、承認を得る。
- (2) 前号に記載の入会申込書の内容に変更があった場合は、事務局に申し出る。

（年会費）

第8条 本コンソーシアムの年会費は無料とする。

（退会）

第9条 退会を希望する会員は、様式第2号退会届を事務局に提出する。

(事務局)

第10条 本コンソーシアムの事務を処理するため、静岡県経済産業部産業革新局先端技術振興課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年5月28日から施行する。